



早めに準備して 税の申告忘れずに

税の申告時期になりました。「申告の手引き」を参考に記入し、早めに提出しましょう。申告は郵送でも受け付けます。

問い合わせは
所得税などの申告については **前橋税務署 ☎224-4371**
(自動音声案内で「0」を選択)
市・県民税の申告については **市民税課 ☎898-6203**

所得税などの確定申告

●確定申告が必要な人

- ① 昨年中に次のいずれかに該当する人。
 ① 事業所得や不動産所得、一時・雑所得があるか土地、建物、株式などを売却した人で、所得金額の合計額が所得控除の合計額を超える。
 ② 給与の収入金額が2,000万円を超える。
 ③ 給与を1カ所から受けていて、給与以外の所得(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。
 ④ 給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と、給与以外の所得金額(退職所得を除く)の合計額が20万円を超える。
 ⑤ 同族会社の役員やその親族などで、

申告に必要な物

- 筆記用具、印鑑、電卓
- 昨年中の所得が分かる物(源泉徴収票や支払調書など。事業・不動産所得者は収支に関する書類)
- 医療費・社会保険料・生命保険料控除などを受ける人は証明書や領収書など
- 障害者控除を受ける人は障害者手帳など

その会社からの給与のほかに、貸付金の利子などの支払いを受けた。
 ⑥ 前記以外の人で申告により所得税の還付を受ける。

●申告書の作成

申告書の作成には、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用が便利。画面の案内に従って金額などを入力することで簡単に申告書を作成でき、印刷した物を税務署に提出することが出来ます。また、事前手続きによりe-Taxでの電子申告も。アドレスは<http://www.nta.go.jp>です。ぜひ、利用してください。

●確定申告相談窓口

期間・会場など表1のとおり
 期間中は前橋税務署での申告相談を行います。

●納税は振替が便利

所得税、消費税の納税には振替納税が便利です。ぜひ、利用してください。

市・県民税の申告

●申告が必要な人

- 1月1日現在、市内に住所があり、次のいずれかに該当する人。
 ① 営業、農業、不動産、配当(上場株を除く)などの所得があった。
 ② 給与所得者で、給与所得以外の所得(退職所得を除く)が20万円以下。
 ③ 年金・恩給のみを受け、各種控除があった。
 ④ パートやアルバイトなどの収入があ

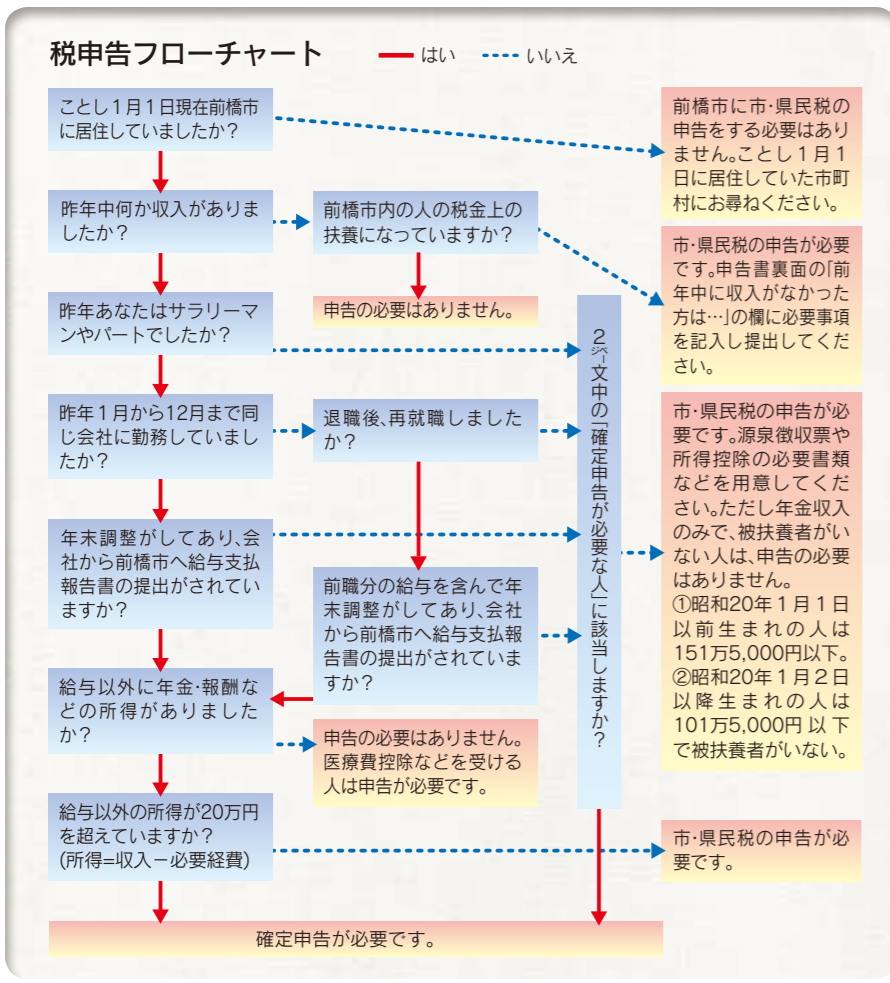
種類	期間	時間	会場
還付・消費税・贈与税申告	2月5日(金)~3月15日(月)	午前9時~午後4時	前橋プラザ元気21
所得税(譲渡を含む)	2月16日(火)~3月15日(月)		
※休日相談日	2月21日(日)・28日(日)		

種類	期間	時間	会場
市・県民税申告	2月16日(火)~3月15日(月)	午前9時~午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所
	2月18日(休)	午前9時30分~11時30分	第二コミュニティセンター(前橋保健センター内)
	2月19日(金)		第三コミュニティセンター(総合教育プラザ内)
	2月22日(月)		第五コミュニティセンター(文京町三丁目)
※休日相談日(注)	2月21日(日)・28日(日)	午前9時~午後5時	市役所市民税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所

(注)大胡・宮城・粕川・富士見支所は28日(日)のみ。 ※休日相談日以外の土曜・祝日は受け付けていません。

- 申告が不要の人
 - ① 所得税の確定申告をした。
 - ② 1カ所からの給与所得のみで年末調整され、勤務先から本市へ給与支払報告書が提出されている。
- 申告相談窓口
 期間・会場など表2のとおり
- 申告用紙
 前年実績に基づき、該当と思われる人には申告用紙を1月末に郵送しました。用紙が届かなくても、申告が必要な人は市民税課、各支所・出張所へ請求してください。

- 農業所得は収支計算で
 農業所得は、すべて収支計算です。事前に収入や経費を収支内訳書に記入してください。
- 主な変更点
 住宅ローン減税が拡大されたほか、上場株式等の配当を有する場合の配当所得の課税方法について総合課税か申告分離課税を選択できるようになりました。詳しくは本市ホームページをご覧ください。



介護保険料などが控除の対象に

税の申告で、次の控除を受けようとする人は証明書が必要です。

問い合わせは
 介護保険料については **介護高齢課 ☎898-6159**
 障害者控除については **同課 ☎898-6133**
 サービス利用料については **同課 ☎898-6157**
 おむつ代については **同課 ☎898-6155**

- 社会保険料控除(介護保険料)
 - 年金からの天引き(特別徴収)
 年金の源泉徴収票に介護保険料額が記載されている場合は、それが社会保険料控除の対象に。ただし、遺族年金・障害年金から特別徴収されている場合は、源泉徴収票が発行されません。「支払通知書」などで金額の確認してください。
 - 納入通知書か口座振替で納付(普通徴収)
 納入通知書の「領収証書」で確認を。口座振替の人は1月に送付した「振替済通知書」で、納付額を確認してください。
 - 領収書などを紛失したら
 源泉徴収票を紛失した人は年金支払者に連絡し、再発行の手続きを。支払通知書や領収証書などを紛失した人は市役所介護高齢課か各支所へ。電話での問い合わせには回答できません。

- 障害者控除
 障害者控除を受けようとする人に認定書を発行します。
対象=身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上で昨年12月31日現在、要介護1以上の状態にある人
- 医療費控除
 - サービス利用料
 介護老人保健施設や介護療養型医療施設の利用料は、医療費控除の対象に。また、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の要件を満たす場合、対象になります。
 - おむつ代
 医療費控除の対象と認められるには、医師が発行した証明書が必要。控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けていて、一定の要件を満たす人は、医師の証明書に代えて市が交付する確認書で控除を受けられます。